

## 北九州市市民活動サポートセンター団体登録基準

### (目的)

第1条 北九州市市民活動サポートセンター管理運営要領（以下「管理運営要領」という。）第3条第2項の規定により、北九州市市民活動サポートセンターに登録する団体（以下「登録団体」という。）に必要な事項を定めることを目的とする。

### (登録の条件)

第2条 登録条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 管理運営要領第3条第1項に該当すること。
- (2) 管理運営要領第3条第3項各号に該当しないこと。
- (3) 主な活動場所が北九州市内であること。
- (4) 同居の親族を除く2人以上で構成された団体であること。
- (5) 団体の活動方針や活動計画等をセンターへ提出できること。
- (6) 団体が市内活動開始後、6ヶ月以上経過していること。
- (7) 前号の活動実績を、センターが確認できること。
- (8) 繼続した活動をしており、かつその活動が証明できるものをセンターへ提示できること。
- (9) 第4条各号の情報開示ができること。

2 前項に関わらず、市長が特に認めるときは、登録条件を満たしたものとする。

### (登録)

第3条 登録を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、申請書（様式1）に構成員名簿（様式2）及び団体登録チェックシート（様式3）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申請団体が第2条の各号を満たすときは、登録することができる。
- 3 登録の有効期間は、登録日から2年以内とし、かつ市長が提示する期間とする。ただし、引き続き登録を希望する登録団体にあっては、市長が指定する日までに更新を申し出て、有効期間を2年以内の期間延長することができる。なお、第5条の登録の取消しなどの場合及び登録団体の都合により、登録を取りやめた場合はこの限りではない。
- 4 登録団体は、登録内容又は役員に変更があった場合は、遅滞なく変更の届出を行わなければならない。

### (登録内容)

第4条 市長は、前条の登録の申込みがあった場合は、次の各号に掲げる事項を登録し、その登録内容についてホームページ等に掲載し公開するものとする。ただし、第1号から第13号については、登録を省略することができ、第4号の公開については、申請団体の同意があった場合に限る。

- (1) 団体名
- (2) 代表者氏名
- (3) 団体の所在地又は主な活動場所

- (4) 連絡先
- (5) 設立の時期
- (6) 活動分野に関する事項
- (7) 団体の目的
- (8) 活動内容
- (9) 活動実績
- (10) 会員数、会費に関する事項
- (11) 団体ホームページアドレス
- (12) PR事項
- (13) 他の組織から受けた支援の実績
- (14) その他市長が必要と認める事項

(登録の取消し等)

第5条 市長は、次の各号いずれかに該当すると認めたときは、登録を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 管理運営要領第4条に該当したとき。
- (2) 管理運営要領第5条第1項各号に違反したとき。
- (3) 第3条第4項の届出を行わないとき。
- (4) 第2条に該当しなくなったとき。
- (5) その他市長が必要と判断するとき。

(登録団体への支援)

第6条 市長は、登録した団体に対し次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) センターが発行する機関紙の送付
- (2) 申出による、登録団体の主催する行事等のセンターホームページ及びセンターメールマガジンへの掲載
- (3) 申出による、登録団体の主催する行事やボランティア募集等の掲示板への掲出
- (4) ミーティングスペース、ロッカー及び印刷機・大判プリンターの使用。ただし、共益的な活動には使用できない。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成27年9月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この基準は、令和7年11月1日から施行する。